

国際投資仲裁判断の中国における執行問題

梶田 幸雄 *Yukio Kajita*

(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員
麗澤大学 教授

要約

中国は、約140カ国と二国間投資保護協定を締結している。また、1990年に国際投資仲裁条約に署名し、1992年に同条約を批准した。

国際投資仲裁における最大の課題は、仲裁判断の執行問題である。中国においてこの問題はどのように処理されるのか。

国際投資仲裁に関しては、国際投資仲裁条約に主権免除の規定があり、外国仲裁判断の執行拒否の抗弁事由の一つとなる。また、中国は、国際投資仲裁判断の執行に関しては、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約を適用して判断するとしている。中国は、この条約加盟国であるが、公共秩序及び商事に関して留保宣言をしている。

すなわち、中国は、(1) 公共秩序 (中国は社会公共利益といっている。) に反するか、または、(2) 商事ではない係争事案については、外国仲裁判断の執行を拒否することがあるということである。なお、商事の概念には、外国投資者と受入国政府間の紛争は含まれず、投資仲裁は執行が認容されないということになる。

中国において国際投資仲裁判断の執行に関する理論、法制度は未整備である。日本企業の対中投資も多いところ、外国投資家にとって予見可能で公正・公平、かつ明確な国内法をすみやかに整備し、国際投資仲裁判断を適用することが望まれる。

はじめに

外国投資者の海外投資を促進し、経営資源の適正配分及び有効利用を促そうとする場合、投資者と投資受入国との間で投資に係る紛争が生じたときの解決法について制度化されていることが国際的に要請される。

外国投資者が受入国政府を訴えることは容易ではないが、これを可能にする投資紛争解決手段の1つに国際投資仲裁がある。国際投資仲裁は、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(ICSID条約)及び国家間の投資保護協定(BIT, *Bilateral Investment Treaty*)により確立されている。

中国がTPP交渉に参加しようとする場合においても、ICSID条約を遵守することが要求される。今日では、投資家と投資受入国との間での投資紛争が増え、この中で国際投資仲裁が利用されるケースも増えている。中国も世界最大の投資受入れ国の1つとして、今後、投資紛争に係ることが多くなると予測される。

このとき、国際投資仲裁における実務上の最大の課題として、仲裁判

断の執行問題が浮かび上がる。投資受入国が被申立人となり、国際投資仲裁で投資者に対して給付義務を負う仲裁判断が示され、投資受入国がこれを任意に履行しない場合、投資者はどうすれば仲裁判断を履行させることができるかという問題である。中国においてはどうかであるのか。この点に関する研究には、空白がある。

そこで、本稿では、(1) 中国の国際投資仲裁に対する考え方を示し、(2) 中国における国際投資仲裁判断の執行に関する論点について概説し、(3) 現行の法制度上の問題点を明らかにする。

日本企業の対中投資は、現時点で3万社を超えている。中国進出日系企業が中国中央及び／または地方政府の突然の政策変更により、許認可取得済みの建設中プロジェクトの変更または中止を余儀なくされたり、工場を強制移転させられたりするという事件も少なくなく、国際投資仲裁の申立て対象事案にもなりそうなものもある。この場合に企業が国際投資仲裁を申し立て、中国政府からの給付義務を勝ち取っても中国政府が任意に履行しなければ、強制執行

を中国の裁判所に申し立てなければならぬ。このとき仲裁判断の執行判決を得ることができるか否かは、企業にとって非常に重要な問題である。

本稿により、企業に対して中国における国際投資仲裁判断の執行予測可能性について示唆し、また、中国政府に国際投資仲裁に関する適切な国内立法措置をとるように提案したい。

1 国際投資仲裁に対する考え方

中国は、1984年にスイスと初のBITを締結して以来、今日までに約140カ国とBITを締結している。この数はドイツに次ぎ、世界で2番目に多い。1990年には、ICSID条約に署名し、1992年に同条約を全国人民代表大会（日本の国会に相当）で批准している¹。そして、中国は、国際社会との共存共栄の理念に従い、国際法秩序の遵守のための役割を担うと述べている。

それでもごく最近まで中国は、国際投資仲裁について必ずしも現実的な問題とは認識はしていなかった²。

そうであるところ、2010年に中国にとって初の国際投資仲裁事案が発生した。これは黒竜江国際経済技術合作公司ほか中国企業3社が、中国・モンゴルBITに基づき、モンゴル政府を訴えた事案である。この紛争は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL, United Nations Commission on International Trade Law）仲裁規則に基づき仲裁が行われている³。また、2011年5月24日にICSID事務局は、マレーシアEkran社が中国政府を訴える仲裁を受理した⁴。

ここに中国政府や中国企業が当事者の一となる事案が出現した。中国にとって国際投資仲裁が現実的問題として認識されるようになってきた。

国際投資仲裁は、その多くが投資紛争解決国際センター（ICSID, International Centre for Settlement of Investment Disputes）によって処理されている。また、BITでは一般にUNCITRALにより設置される臨時仲裁廷及び当事者が合意したその他の仲裁機関において処理される。

このような仲裁機関や仲裁廷によりなされた外国仲裁判断は自動承認

するというのが国際的な基本原則である。ICSID 仲裁の場合には、ICSID 条約 53 条 1 項で仲裁判断が当事者を拘束すると規定し、54 条 1 項で締約国に仲裁判断の執行義務を課している。ICSID 仲裁以外の場合には、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）1 条により、仲裁判断の拘束力を承認し、執行をするよう定めている。

それでも現実には、(1) ICSID 仲裁に関しては条約でも認められている（国家）主権免除の問題があり、(2) ICSID 仲裁以外の場合には、ニューヨーク条約に基づく商事留保の問題がある。この点に関して、中国は如何なる方針であるのか。以下、中国における国際投資仲裁判断の執行上の制約について検討する。

2 執行に関する論点

ICSID 条約は、中国においてどのように履行されるのか。ICSID 条約 69 条は、「各締約国は、必要な立法またはその他の措置を講じ、条約の規定をその領域内で発効させなければならない。」と規定している。この

ことは、国際投資仲裁判断の執行の実効性を確保することは各国の国内法に委ねられるということ意味する。

中国は、(1) 主権免除、及び (2) 商事留保について国内法によりどのように規律しているのだろうか。

(1) 主権免除と社会公共利益

ICSID 仲裁は、同条約 53 条及び 54 条により執行力があると上述したが、55 条には主権免除の規定がある。主権免除条項を外国仲裁判断の執行拒否の抗弁事由としてはならないのが原則であるが⁵、現実には、国家は主権免除という国際法上の原則により、他国の裁判権に服することはないとされている。

中国は、ICSID 仲裁もこれ以外の外国機関仲裁のいずれも仲裁判断の執行については最高人民法院の「我国が加入した“外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約”の執行に関する通知」（1987 年）によりニューヨーク条約を適用するとしている。

主権免除は、ニューヨーク条約が規定する仲裁判断の執行拒否事由の 1 つではない。しかし、中国は、仲

裁判断は援用される領域の手續規則に従って執行するものとするとして主権免除を機能させるようとしている。

ニューヨーク条約では加盟国が公共秩序の留保 (reservation of public order) を宣言することが認められている。中国は、ニューヨーク条約加盟に際して、公共秩序の留保を宣言している。そこで、中国は、国内法（民事訴訟法）で外国仲裁判断の拒否事由の一つに「社会公共利益」に反することをあげている。

これにより主権免除を適用する場合として、「社会公共利益」に反することをあげ、この要件に該当するときには外国仲裁判断の執行を拒否する⁶。中国は、「公共秩序」に代えて「社会公共利益」という言葉を使っている。では、「社会公共利益」とは、如何なる意味をもつのか。一般的認識によれば、社会公共利益とは、一国の重大な利益、重大な社会利益、法律の基本的原則及び基本的道德規則をいう。その意味するところは不明確であり、公共秩序に比べてさらに広範な意味がある。「社会公共利益」という用語は容易に議論を引き起こ

す。

中国は、安易にこの概念により国際投資仲裁判断の執行拒否理由をすべきではない。しかし、国家主義を核心とし、権力至上主義を価値の基本とする中国は、国際経済に関しても権力経済から離れられないようである。主権国の敏感な問題については、主権免除制度をもって逃げ道としようとしている⁷。公共秩序の維持というよりも共産党政権・中央政府及び／または地方政府の権力秩序の維持のための口実になっていると思われる。

(2) 商事留保

中国は、ニューヨーク条約第1条の3⁸により、商事について留保宣言をした⁹。すなわち、「契約性及び非契約性の商事法律関係」から起因した紛争にニューヨーク条約を適用するということである。

では、ここで述べられている「契約性及び非契約性の商事法律関係」とは、具体的に何をいうのか。最高人民法院は、以下のとおりの解釈を示している¹⁰。

“いわゆる「契約性及び非契約性

の商事法律関係」とは、具体的には、契約、権利侵害または関係法律の規定から生じた経済上の権利義務関係、例えば、貨物売買、財産リース、工事請負、委託加工、技術供与、合併事業、契約式合併事業、天然資源の探査開発、保険、クレジット、労務、代理、コンサルティング及び海上・民用航空・鉄道・道路の貨物輸送、ならびに製品品質、環境汚染、海上事故及び所有権紛争などである。ただし、外国投資者と ASEAN 諸国政府間の紛争は含まない。”

以上の最高人民法院の通知において、「商事」の概念は広義に解されている。しかし、問題は、商事には外国投資者と受入国政府間の紛争は含まれないとしていることである。従って、現状では中国が国際投資仲裁判断の執行に関して、ニューヨーク条約に基づき判断するとしている限り、中国国内の裁判所で外国仲裁判断の執行判決を得ることは不可能であるということになる。

3 法整備の必要性

執行に関する論点として、(1) 主権免除、及び (2) 商事留保の問題があることを指摘した。国際投資仲裁を有効に機能させるためには、上述の問題に関して、法整備をすることが求められる。

第一に、(1)主権免除に関しては、次のことが考えられる。

ICSID 仲裁判断と公共秩序の留保ということに関しては、公共秩序に関する留保宣言をもって ICSID 仲裁判断の執行の審査基準とするやり方は誤りである¹¹。ICSID の仲裁判断を国際商事仲裁判断の執行と混同させてはならない。仲裁可能性と公共秩序の留保は、一般の国際商事仲裁判断の取消し理由の 1 つとなるが、ICSID 仲裁判断の取消し理由とはならず、国内裁判所が ICSID 仲裁判断の執行を拒否する理由とはならない。

国内裁判所がニューヨーク条約の執行に基づき国際投資仲裁判断を処理しようとする場合、往々にして「公共秩序の留保」及び主権免除の抗弁をする。この 2 つの抗弁は如何に処理されるべきか。裁判所は、安易に

「公共秩序の留保」をもって国際投資仲裁の執行を拒否すべきではない。

実務上、主権免除制度により国際投資仲裁判断の執行を拒否することは国際社会でも受入れられている¹²。そうであるとすれば、中国もすみやかに公正・公平な、そして明確な主権免除に関する国内法を整備するのがよい。

第二に、(2) 商事留保については、次のことが考えられる。

中国が「商事留保」を取り消すことができるか。「商事留保」をなくすと、これは国際投資仲裁だけの問題ではなくなり、現実的には困難がある。肖は、現実的には、最高人民法院による司法解釈¹³などの手段により、国際投資仲裁による国と投資者企業間の紛争も商事関係があると認めるのが適当であると述べている¹⁴。筆者もこのような処理方法が現時点においては妥当であると考える。

まとめ

世界最大の投資受入国の1つである中国において、国際投資仲裁判断を執行することができるか。この問

題は、対中投資に際してカントリーリスクを判断する場合の重要なポイントになる。

ところが、中国には、(1) ICSID 仲裁に関しては主権免除の問題があり、(2) ICSID 仲裁以外の場合には商事留保の問題がある。中国の理論、法制度は未整備である。そこで、中国には、以下の整備を望む。第一に、主権免除に関しては、国際社会でも受入れられているものであるので、外国投資家にも予見可能な公正・公平な、かつ明確な主権免除に関する国内法を整備することである。第二に、商事留保に関しては、国際投資仲裁による国と投資者企業間の紛争も商事関係があると認めるような司法解釈を發布するような措置をとることである。

今後、中国は、ICSID や国際仲裁機関と協調して、国際投資仲裁に関する理論及び立法を検討することが必要である。国際投資仲裁判断の執行を主権国に請求する場合、管轄裁判所がどこになるのかも問題になる。現時点で中国に管轄裁判所に関する基準はない。主権免除が問題となる場合、地方裁判所が受理したときに

裁判官に十分な資質があるかも疑問がある。国際投資仲裁に関しては、専門の裁判所を設置し、裁判官を要請することも必要であると考え。中国政府には、かかる措置をとることも要望したい。

注

- 1 ICSID 条約の締結国は、2014 年 7 月 6 日にアクセスした時点で 159 カ国にのぼる（ICSID のホームページ、<https://icsid.worldbank.org> より）。
- 2 肖芳「国際投資仲裁判断の中国における承認・執行」『法学家』2011 年第 11 期、中国人民大学、95 頁
- 3 China Heilongjiang International & Technical Cooperation Corp, Qinhuangdaoshi Qinlong International Industrial, and Beijing Shougang Mining Investment v. Republic of Mongolia, UNCITRAL (China/Mongolia BIT) <http://www.italaw.com/cases/279>. 最終アクセス日 2014 年 7 月 30 日)。現時点で仲裁判断が示されたか否かの情報は公開されていない。
- 4 Ekran Berhad v. People's Republic of China. この事案は当事者の要望で手続が2年間中断され、2013 年 5 月 16 日申立てが取り下げられた。(ICSID Case No.

ARB/11/15.

<https://icsid.worldbank.org/ICSID/FrontServlet>. 最終アクセス日 2014 年 8 月 15 日)

- 5 Edward Baldwin, Mark Kantor & Michael Nolan, "Limits to enforcement of ICSID awards", 23 *Journal of International Arbitration* (2006), p.5.
- 6 国際商事仲裁で社会公共利益に反することを理由に涉外及び外国仲裁判断の執行を拒否した事案として、2008 年の済南市中级人民法院拒絶承認及執行国際商会仲裁院第 13464/MS/JB/JEM 号仲裁裁決などがある。詳細は、万颢湘＝于喜富「中国法院不承認及執行国際商会仲裁院第 13464/MS/JB/JEM 号裁決述評」（国際経済法學刊、第 16 卷第 3 期、北京大学出版社、2009 年版）、趙秀文「從永寧公司案看公共政策作為我国法院拒絶執行外国仲裁裁決的理由」（『法学家』2009 年第 4 期、中国人民大学）を参照。
- 7 Andrew Kui-Nung Cheung は、「社会公共利益は、人民法院が仲裁判断の執行拒否をする場合の逃げ道を与える。」と述べている（Andrew Kui-Nung Cheung, *Enforcement of Foreign Arbitral Awards in the People's Republic of China*, *The American Journal of Comparative Law*, Vol.34, Spring 1986, No.2.pp.295-347）。

- 8 ニューヨーク条約第1条の3後段は、「また、いかなる国も、契約に基づくものであるかどうかを問わず、その国の国内法により商事と認められる法律関係から生ずる紛争についてのみこの条約を適用する旨を宣言することができる。」と規定している。
- 9 朱啓禎・外交部副部長による第6期全国人民代表大会常務委員会第18回会議における「我国が《外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約》に加入することを建議することに関する説明」により商事についての留保宣言がなされている。
- 10 最高人民法院「我国が加入した外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約を執行することに関する通知」（1987年4月1日）中華人民共和国最高人民法院公報、1987年、第2号
- 11 例えば、中央財經大学法学院講師の肖芳もこのように述べている。前掲注（2）肖論文、102頁
- 12 中国は、2005年に国連主権免除条約に署名している。まだ批准はしていない。
- 13 司法解釈は、最高人民法院の審判活動の重要な1つであり、重要な職権である。司法解釈は、法律の実施過程において、いかに法律を応用するかという問題について具体的な法的効力をもつ解釈をすることである（周道寫「新中国司法解釈工作的回顧与完善司法解釈工作的思考」司法解釈全集、1-19頁）。
- 14 前掲注（2）肖論文、106頁